

産科医療補償制度の周知について

公益財団法人日本医療機能評価機構

産医補償第49号
2023年2月28日

都道府県 周産期医療担当課
各〔保健所設置市〕〔母子保健担当課〕 御中
特 別 区 〔障害福祉担当課〕

公益財団法人日本医療機能評価機構
理事・産科医療補償制度事業管理者
鈴木 英明
(公印省略)

産科医療補償制度の周知依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

産科医療補償制度（以下、「本制度」）は、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、当機構が運営組織となり、2009年1月に創設され、15年目を迎えました。制度創設以来、貴部（局）におかれましては、本制度のポスターの掲示やチラシの配布など、幅広い周知にご協力をいただきており、改めて感謝いたします。

さて、本制度の補償申請期限は、脳性麻痺児の満5歳の誕生日までであり、本制度の補償対象と考えられる児が満5歳の誕生日を過ぎたために補償を受けることができなくなる事態が生じることのないよう、より一層の周知が必要と考えております。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮でございますが、別紙「2022年1月産科医療補償制度の改定に伴う周知について」（令和3年2月17日厚生労働省医政局総務課 医療安全推進室 事務連絡）に基づいて、貴部（局）におかれましては、内容についてご理解の上、貴管下分娩機関、関係団体、住民等に対し、ご留意の上、広く御周知願います。

また、各自治体の取り組み事例をとりまとめた「産科医療補償制度取組事例集」も添付しておりますので、周知ご検討の際に、ご活用ください。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具

[お問合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く）

各母子保健担当課 御中

産科医療補償制度 取組み事例集

全国の自治体様で妊産婦の皆さまに産科医療補償制度をご案内いただいており、各地の取組み事例をご紹介いたします。制度案内向けにポスター、チラシをご用意しておりますので、この機会に妊産婦の皆さまへのご案内を是非、ご検討いただけますと幸いです。

日本語版のポスター、チラシについては無料配布しております。別添の申請用紙を使いFAXでご依頼ください。

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索

おねがい

ご担当者様でない場合は、大変お手数ですが、ご担当部署へ転送いただけますと幸いです。

産科医療補償制度専用コールセンター

0120-330-637 受付時間：午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

制度案内ポスター

[A2]

事例：
分娩機関、
各自治体の
母子手帳交付
窓口にて掲示



制度案内

制度案内チラシ

[A4]

事例：
分娩機関で
登録証、
各自治体で
母子手帳と
併せて交付



英語
表面

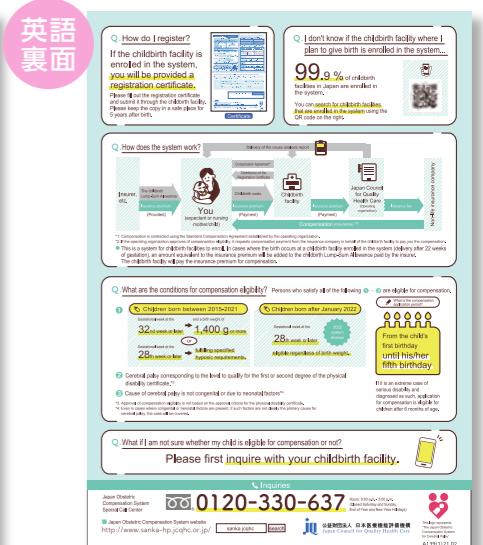
多言語チラシ

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語のチラシもご用意しています。
こちらは、配布はしておりませんが、産科医療補償制度ホームページからダウンロードしていただき、ご利用が可能です。

産科医療補償制度 チラシ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/other/index.html>

英語
裏面



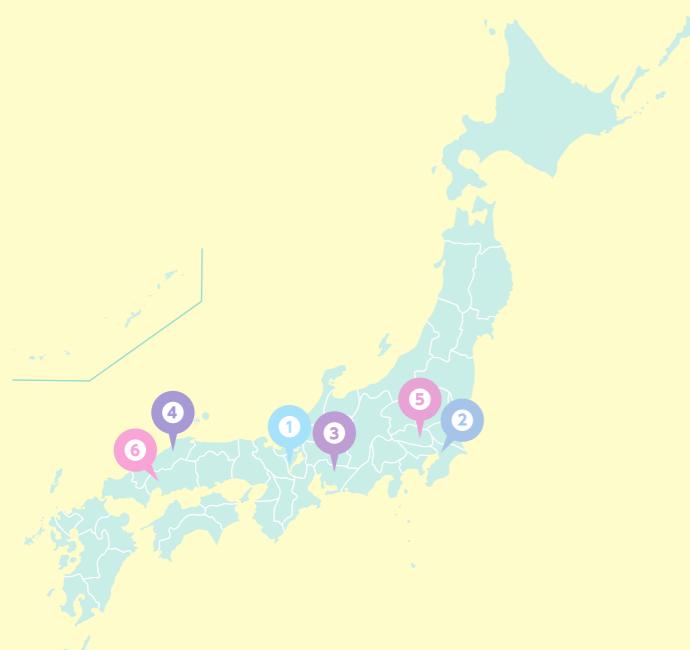
公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

全国各地の取組み事例

交付

妊娠婦さんへ母子手帳を交付する際に本制度のチラシを配布、また各種ハンドブックや関連するWebサイトに情報を掲載していただき、全国各地の多くの自治体様すでに妊娠婦さんへの産科医療補償制度周知への取組みを行なっていただいている。

冊子



HP

1. 大津市(滋賀)

母子手帳と一緒に交付

2. 船橋市(千葉)

母子手帳と一緒に交付

3. 豊田市(愛知)

子育て応援ハンドブックにて記載
(2022年8月時点)

4. 出雲市(島根県)

子育てガイドブックにて記載
(子育て支援施策カレンダー)

5. さいたま市(埼玉県)

産科医療補償制度のリンクを掲載

6. 広島市(広島県)

産科医療補償制度について
この制度は2009年に創設され、(公財)日本医療機能評価機構により運営されています。
産科医療補償制度の概要を掲載

産科医療補償制度 取組み事例集

各障害福祉担当課 御中

全国の自治体様で重度脳性まひのお子様・ご家族の皆さまに産科医療補償制度および補償申請期限についてご案内いただいている、各地の取組み事例をご紹介いたします。補償申請期限をご案内するポスター、チラシをご用意しておりますので、この機会に妊産婦の皆さまへのご案内を是非、ご検討いただきますと幸いです。
ポスター、チラシについては無料配布しております。別添の申請用紙を使いFAXでご依頼ください。

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索

おねがい

ご担当者様でない場合は、大変お手数ですが、ご担当部署へ転送いただけますと幸いです。

お問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター

0120-330-637 受付時間：午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

■申請期限満5歳ポスター [A2]



■申請期限満5歳チラシ [A4]



事例：
医療機関、障害福祉窓口にて掲示

事例：
障害福祉のしおりや手引き、HPに掲載、
医療機関、障害福祉相談窓口等での配布



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

全国各地の取組み事例

全国の多くの自治体様で障害者の方が利用できるサービス等が掲載されている手引きやしおりに本制度の情報を掲載していただいています。



HP

冊子

1.高松市(香川)

高松市公式ホームページ
もっと高松

くらしの情報 観光・文化・スポーツ 市の取組

簡易版

重度脳性まひのお子様・ご家族の皆様へ～産科医療補償制度のご案内～

お産に関する重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担をやさしく補償することとともに、医療費も発生の原因分析を行い、同じような事例の再発防止や新たな対応策を提供することなどを目的とした制度です。この制度は2009年1月創設されました。(公財)日本医療機能評価機構より運営されています。

産科医療補償制度専用コールセンター
0120-330-637 受付時間 9時00分~16時00分(平日午後8時)

更新日：2022年8月30日

産科医療補償制度に入している分娩機会で生まれた赤ちゃんが、分娩に関連して重度脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合は、赤ちゃんとご家族の経済的負担をやさしく補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例再発防止に役立つ情報を提供する制度です。

この制度は、産科医療補償制度専用ホームページにて、お産の際の赤ちゃんの出生日までです。

補償対象基準が令和4年1月以降に誕生したお子様から変更になります。

詳しくは、産科医療補償制度ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター
0120-330-637 受付時間：9時00分～16時00分(土曜日・日曜日・年末年始除く)
□ 産科医療補償制度ホームページ（外部サイト）
■ 重度脳性まひのお子様・ご家族の皆様へ（PDF：137KB）

リンクファイルとしてダウンロード可能に

2.久留米市(福岡)

水と緑の人間都市 久留米市 本文へ サイト内検索

暮らし・届出 子育て・教育 健康・医療・福祉 観光魅力・イベント 創業・産業・ビジネス 計画・政策

検索方法

補償申請できる期間は？

補償申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。
ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6ヶ月から補償申請可能です。

その他ご案内

詳細については、運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構の産科医療補償制度ホームページをご参照いただき、お産した分娩機関または下記コールセンターにお問い合わせください。

- 産科医療補償制度ホームページ
<http://www.sanka-hp.jcphc.or.jp/>
- 産科医療補償制度専用コールセンター
電話番号：0120-330-637
受付時間：9時～17時（土曜・日曜・祝日・年末年始除く）

産科医療補償制度ホームページのリンクを掲載

3.旭川市(北海道)

障がいのある方々の暮らしのために
障がい者福祉の手引

障がい者福祉の手引

無色小口資金
福祉資金
教育支援資金

【相談窓口】※貸付けには審査があります。相談の際は、事務の予約をお願い致します。
旭川市 5条通4丁目 旭川市立公民ホール1階
社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会 TEL 23-1185 FAX 23-1118
【URL】<http://www.usashikiwase-shakyo.or.jp/>

11. 産科医療補償制度

お産に関する重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担をやさしく補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止や新たな対応策を提供することなどを目的とした制度です。

補償の対象
(1)～(3)の基準をすべて満たす場合、補償対象となります

補償の対象	補償内容	問い合わせ先
(1) 2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	出生したお子様の場合	公益財団法人 日本医療機能評価機構 専用コールセンター TEL: 0120-330-637
在胎週数が28週以上で 出生体重が1,400g以上、 又是在胎週数28週以上で 出生体重が1,400g以上であること	在胎週数が28週以上であること	総額 3,000万円
(2) 先天性や新生兒期の要因による脳性まひであること	先天性や新生兒期の要因による脳性まひであること	受付時間： 午前9時から午後5時 (土曜日・日曜日・年末年始を除く)
身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性まひであること	身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性まひであること	

※ 補償申請ができる期限は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。
※ 詳細は上記問い合わせ先にご相談ください。
※ 産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcphc.or.jp/>) をご覧ください。

障がい者福祉の手引にて記載

4.青森市(青森)

令和3年度 福祉ガイドブック

各種福祉サービスが掲載されていますので、必ずお読みください

青森市福祉部

脳性まひのお子様とご家族の皆様へ

お産に関する重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担をやさしく補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止や新たな対応策を提供することなどを目的とした制度です。
この制度は2009年に創設され、(公財)日本医療機能評価機構により運営されています。

補償>

補償の対象に認定された場合、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円の補償金が支払われます。

補償の対象

次の①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。
なお、お子様の出生年によって基準が一部異なります。

2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以後に出生したお子様の場合
① 在胎週数が28週以上で 出生体重が1,400g以上、 又是在胎週数28週以上で 出生体重が1,400g以上であること	在胎週数が28週以上で 出生体重が1,400g以上、 又是在胎週数28週以上で 出生体重が1,400g以上であること
② 先天性や新生兒期の要因による脳性まひであること	先天性や新生兒期の要因による脳性まひであること
③ 身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性まひであること	身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性まひであること

※ 在胎週数が28週以上で、出生体重が1,400g以上であることを確認するため、産科医療補償制度専用コールセンター (TEL: 0120-330-637) にご相談ください。

福祉ガイドブックにて記載

5.相模原市(神奈川)

障害のある方のための
福祉のしおり

令和4年度版

産科医療補償制度

内 容

お産に関する重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担をやさしく補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止や新たな対応策を提供することなどを目的とした制度です。

利用できる方

(1)～(3)の基準をすべて満たす場合、補償対象となります

補償の対象	補償内容	問い合わせ先
(1) 2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	出生したお子様の場合	公益財団法人 日本医療機能評価機構 専用コールセンター TEL: 0120-330-637
在胎週数が28週以上で 出生体重が1,400g以上、 又是在胎週数28週以上で 出生体重が1,400g以上であること	在胎週数が28週以上であること	総額 3,000万円
(2) 先天性や新生兒期の要因による脳性まひであること	先天性や新生兒期の要因による脳性まひであること	
身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性まひであること	身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性まひであること	

※ 補償申請ができる期間はお子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。
※ 詳細は上記問い合わせ先にご相談ください。
※ 公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンター 電話 0120-330-637 (土曜日・年末年始除く)

福祉のしおりにて記載

6.静岡市(静岡)

令和4年度版
障がい者(児)福祉のしおり

一部を助成します。

小児慢性特定疾患 医療費事業

保健予防課 電話 054-249-3170
保健所清水支所
医疾 054-354-2153

この制度に加入している分娩機関(病院・診療所・助産院)で生まれたお子様が、同らかの理由で重度脳性麻痺となり、次の標準を全て満たし、補償の対象と認定された場合、一時金と分割金を合わせ、総額3,000万円の補償金が支払われます。

1. 2022年1月1日以後に出生したお子様の場合

① 出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上で所定の要件を満たすこと
② 先天性や新生兒期の要因による脳性まひであること
③ 身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性麻痺

2. 2022年1月1日以後に出生したお子様の場合

① 在胎週数28週以上で
出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上で所定の要件を満たすこと
② 先天性や新生兒期の要因による脳性まひであること
③ 身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性麻痺

※ 補償申請期間はお子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。
ただし、診断が可能な場合は、生後6ヶ月から補償申請可能です。

障がい者(児)福祉のしおりにて記載

7.倉敷市(岡山)

障がい者ガイドブック

45歳以上50歳未満の方 17,300円
50歳以上55歳未満の方 18,800円
55歳以上60歳未満の方 20,700円
60歳以上65歳未満の方 23,300円

※ 生活保護受給者世帯は全額、市町村民税非課税世帯は免除、市町村民税所得割非課税(差別的課税)世帯は3割控除が免除されます。
なお、免減対象は1日目のみで2日目は免減対象外となります。

※ 加入口数の基準は、障がいのある方1人につき2口まで。

1 口加入の方 月額2万円(年額24万円)
2 口加入の方 月額4万円(年額48万円)

※ 被扶養者A、身体障がい者手帳1・2級を所持している方については、特別加算金(月額1万円)が支給して支給されます。ただし、平成20年10月1日以降に加入した方は、特別加算金は適用されません。

お問い合わせ 障がい福祉課、各保健福祉センター・福祉課、岡山県障害福祉課

産科医療補償制度

分娩に関する重度脳性麻痺の児と家族に補償を行います。補償対象となるには所定の要件を満たす必要があります。

※ 申請期間あり 対象児の満5歳の誕生日まで

※ 詳細は、出版した幼稚園等の下記問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 産科医療補償制度専用コールセンター TEL: 0120-330-637
※ 年初9時～午後5時(土日祝除く)

障がい者ガイドブックにて記載

5.相模原市(神奈川)

障害のある方のための
福祉のしおり

令和4年度版

障がい者手帳・身体障がい者手帳・精神障がい者手帳手帳に障がいがある方のためのしおり

産科医療補償制度

内 容

お産に関する重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担をやさしく補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止や新たな対応策を提供することなどを目的とした制度です。

利用できる方

(1)～(3)の基準をすべて満たす場合、補償対象となります

補償の対象	補償内容	問い合わせ先
(1) 2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	出生したお子様の場合	公益財団法人 日本医療機能評価機構 専用コールセンター TEL: 0120-330-637
在胎週数が28週以上で 出生体重が1,400g以上、 又是在胎週数28週以上で 出生体重が1,400g以上であること	在胎週数が28週以上であること	総額 3,000万円
(2) 先天性や新生兒期の要因による脳性まひであること	先天性や新生兒期の要因による脳性まひであること	
身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性まひであること	身体障害者障害程度等級1・2級相当の脳性まひであること	

※ 補償申請ができる期間はお子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。
※ 詳細は上記問い合わせ先にご相談ください。
※ 公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンター 電話 0120-330-637 (土曜日・年末年始除く)

福祉のしおりにて記載

・ 32 -

事務連絡
令和3年2月17日

都道府県
各〔保健所設置市〕
〔特別区〕 周産期医療担当課
〔母子保健担当課〕
〔障害福祉担当課〕 御中

厚生労働省医政局総務課
医療安全推進室

2022年1月 産科医療補償制度の改定に伴う周知について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

産科医療補償制度につきましては、2009年1月から、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的として公益財団法人日本医療機能評価機構において運営され、2015年に制度改定が行われております。

今般、別紙のとおり、本制度の補償対象基準や掛金等について見直しが行われ、2022年1月以降に出生した児より適用されることとなります。今回の改定を知らないまま補償申請期限である満5歳の誕生日を過ぎたために、補償対象と考えられる児が補償を受けられない事態が生じないよう、貴部（局）におかれましては、内容についてご理解の上、貴管下分娩機関、関係団体、住民等に対し、下記の点をご留意の上、広く御周知願います。

なお、関係団体に対しましても、同趣旨の依頼を発出済みですので念のため申し添えます。

出産育児一時金の取扱いについては、2020年12月23日に開催された厚生労働省の第138回社会保障審議会医療保険部会において、見直しの議論が行われ、本制度の掛金対象分娩の場合の総支給額を42万円（40.8万円+加算額1.2万円）に維持することが了承されました。

今後この内容を踏まえ、厚生労働省保険局において政令等の改正、通知の発出等の対応が行われる見込みです。

記

1. 2022年1月 産科医療補償制度改定の概要について（詳細は別紙「2022年1月 産科医療補償制度改定の概要」を参照）

産科医療補償制度の補償対象範囲は、「補償対象基準」「除外基準」「重症度基準」の全てを満たす場合、補償対象となります。2022年1月以降に出生した児より、「補償対象基準」については、低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し、一般審査に統合して、「在胎週数が28週以上であること」が基準となります。

また、1分娩あたりの掛金は1.2万円となります。

2. 周知の具体的な方法について

①都道府県周産期医療担当課（産科医療補償制度については、都道府県によっては子育て支援担当課等で対応いただいている場合もあります。）

管下分娩機関等へご周知いただくとともに、都道府県ホームページ等に本制度の概要を既に掲載いただいている場合には、今回の改定内容の更新をお願いいたします。

また、貴管下の市（保健所設置市ではない市）町村に対し、下記②～③の対応について協力依頼をいただけますようお願いいたします。

②市区町村の母子保健担当課

妊産婦が訪れる機会の多い場所（医療機関、分娩機関、母子手帳交付窓口など）において別添1のポスターを掲示いただくようお願いいたします。また、母子手帳を交付する際に別添2のチラシを併せて手交いただけるようお願いいたします。その他、ホームページ等の活用等による周知をお願いいたします。

③市区町村の障害福祉担当課

脳性麻痺児とその家族が訪れる機会の多い場所（医療機関、障害福祉窓口など）において別添3のポスターを掲示いただくようお願いいたします。また、希望者に配付する障害福祉のしおりや手引き、自治体ホームページの障害福祉のコーナー等に本制度概要を掲載いただくとともに、別添4のチラシを障害福祉相談窓口等において、必要に応じて配布いただけるようお願いいたします。

3. 問い合わせ先

不明な点は次のお問合せ先までご連絡ください。ポスター・チラシ等配布資料につきましても、随時無料にてお送りしております。

以上

[お問合せ先]

産科医療補償制度専用コールセンター（日本医療機能評価機構）

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）>

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 電話：03-5253-1111

室長補佐 田川（内線4105） 主査 勝又（内線2579）

妊産婦の
皆様へ

産科医療補償制度

もし、自分の子どもが **重度脳性まひ** になったら

補償される制度に 登録してますか？



Q. どんな制度？ 出生したお子様が **重度脳性まひ** になって要件を満たした場合

01

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

総額 3,000 万円 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 <年間120万円×20回>)

02

**専門家が原因分析し、
報告書をお届けします**



原因の究明と再発防止策を提言します

03

産科医療の質の向上により
**安心して出産できる
環境につながります**



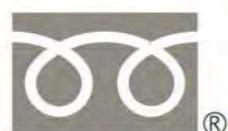
医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立てます

妊産婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

◆ 詳細は下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

■ 産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです


産科医療補償制度

2021年5月以降使用

妊産婦の
皆様へ

もし、自分の子どもが **重度脳性まひ** になったら

**補償される制度に
登録してますか？**



Q. どんな制度？ 出生したお子様が **重度脳性まひ** になって要件を満たした場合

= MERIT =
01

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

総額 3,000万円 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 <年間120万円×20回>)

= MERIT =
02

専門家が原因分析し、
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

= MERIT =
03

産科医療の質の向上により
安心して出産できる
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立てます

妊産婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

Q. 脳性まひになるか分からないし、登録しなくてもいい？

日本のお産のほぼ **100%が登録されています**

制度に加入している分娩機関でお産をする妊産婦はすべてこの制度の対象となり、登録が必要です。

Q. どうやって登録するの?

制度に加入している分娩機関であれば、**登録証**が配布されます。

登録証にご記入の上、分娩機関を通してご提出ください。

控えは出産後5年間、大切に保管ください。



Q. 出産予定の分娩機関が制度に加入しているかわからない…

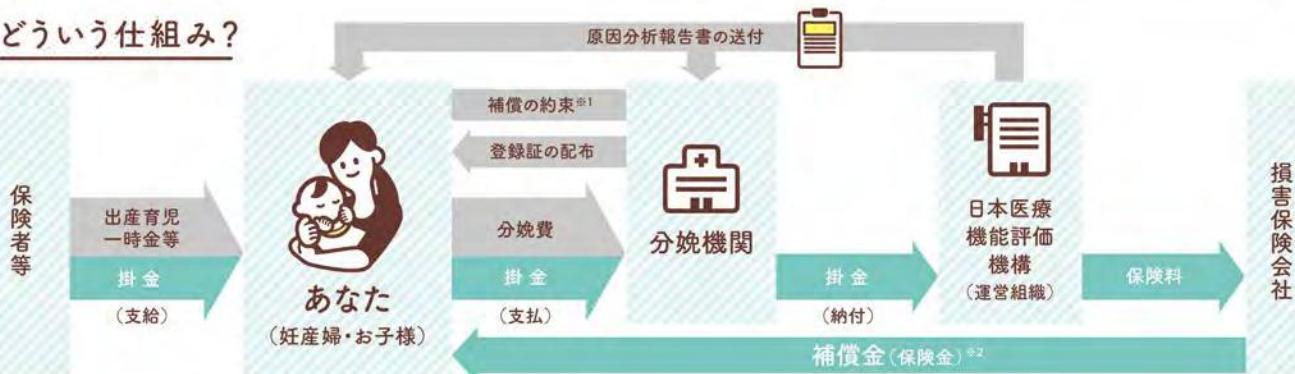
全国の分娩機関
制度加入率

99.9%



右の二次元コードから、制度に加入している分娩機関を検索できます。

Q. どういう仕組み?



※1:運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償の約束をします。

※2:運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が分娩機関の代わりに保険会社に保険金を請求し、補償金として支払われます。

●この制度は分娩機関が加入する制度です。加入分娩機関で出産された場合(22週以降の分娩)には、保険者から支給される出産育児一時金等に掛金相当額が加算されます。補償に向けた掛金は分娩機関が納付します。

Q. 補償対象となる条件は? 下記①~③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数
32週以上 で
出生体重
1,400g以上
または
在胎週数
28週以上 で
所定の低酸素状況の要件を満たしている

② 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数
28週以上
2022年
制度改正
出生体重にかかわらず対象となります。

補償申請期間は?

満1歳の誕生日～
満5歳の誕生日まで

極めて重症で診断が可能な場合は、生後6ヶ月から
補償申請を行うことができます。

③ 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ※3

④ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ※4

※3:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※4:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

Q. 補償対象か迷った場合は?

まずは、出産した分娩機関にお問い合わせください。



お問い合わせ先

産科医療補償制度
専用コールセンター

0120-330-637

受付時間:午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

■産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

重度脳性まひの
お子様・ご家族の
皆様へ

産科医療補償制度 の申請期限は



満1歳の誕生日～
満5歳の
誕生日までです



2022年
制度改正

補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、
出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は? 下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数	出生体重
32週以上	で 1,400g以上
または	
在胎週数	所定の低酸素状況の 要件を満たしている
28週以上	で

2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数
28週以上

2022年
制度改正

出生体重にかかわらず対象となります。

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ^{※1}

③ 先天性や新生児期の要因による脳性まひ^{※2}

※1:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

詳細は下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間:午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

■産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

重度脳性まひの

お子様・ご家族の
皆様へ



産科医療補償制度

の申請期限は



満1歳の誕生日～

満5歳の
誕生日までです



2022年
制度改正



補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、

出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は?

下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

①

2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数
32週以上 で 出生体重
1,400g以上
または
在胎週数
28週以上 で 所定の低酸素状況の
要件を満たしている

2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数

28週以上

2022年
制度改正

出生体重にかかわらず対象となります。

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ^{※1}

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ^{※2}

※1:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

◆ 詳細は、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度
専用コールセンター

0120-330-637

受付時間:午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

■ 産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

Q. 産科医療補償制度ってどんな制度？

出生したお子様が重度脳性まひになって要件を満たした場合

01 // MERIT //

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

総額 3,000 万円 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 (年間120万円×20回))

02 // MERIT //

専門家が原因分析し、
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

03 // MERIT //

産科医療の質の向上により
安心して出産できる
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立てます

妊娠婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

Q. どの程度の重度脳性まひが対象となるのですか？

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひとは、以下のいずれかを満たすような場合です。

01 下肢・体幹運動

将来実用的な歩行が不可能と考えられる場合



装具や歩行補助具(杖、歩行器)を使用しない状況で、
立ち上がり、立位保持ができ、10メートル以上つかまらずに
歩行し、さらに静止することを全てひとりでできる状態

02 上肢運動

一上肢のみ 障害側の基本的な機能が全廃



脳性まひによる運動機能障害により、
食事摂取動作が一人では困難で
かなりの介助を要する

03 下肢・体幹および上肢運動の総合的判断

障害側の一上肢に著しい障害 + 障害側の一下肢に著しい障害

それぞれ単独では基準を満たしていないときでも、
下肢と上肢の両方に著しい障害(片まひ等)がある場合、
総合的な判断により基準を満たすことがあります。

上記はあくまで目安となりますので、判断が難しい場合はお問い合わせください。

補償対象か迷った場合は？

まずは、出産した分娩機関にお問い合わせください。



